

岐阜県インターンシップ推進協議会 入会及び受入事業所登録に関する規約

(規約の適用)

第1条 岐阜県インターンシップ推進協議会 入会及び受入事業所登録に関する規約(以下、「本規約」という。)は、岐阜県インターンシップ推進協議会(以下、「当協議会」という。)が、「岐阜県インターンシップ推進協議会規約」第4条に定める「正会員」への入会、また「正会員」、「協力員」、「特別会員」及び「準会員」がインターンシップ受入事業所登録(以下、「受入事業所登録」という。)を行う場合における条件を定めるものであり、当協議会と正会員、協力員、特別会員及び準会員との間において、本サービス(後記第2条第1項に定義する。)に関する一切の關係に適用されるものとする。

(受入事業所登録に伴うサービスの定義)

第2条 受入事業所登録に伴うサービス(以下、「本サービス」という。)とは、岐阜県内に事業所を有する企業・団体が、大学院・大学・短大・高専、専修/専門学校(以下「学校」という。)の学生を主な対象として実施するインターンシップの受入情報について、当協議会が収集し、学校及び学生に公開するものであり、その内容は次の各号に定めるものとする。

- (1)インターンシップ受入情報の公開
- (2)受入事業所向け情報の提供
- (3)その他当協議会が定めるサービス

2 当協議会の正会員、協力員、特別会員及び準会員が受入事業所登録を行うことができるものとする。なお、受入事業所登録を行う事業所を登録事業所と呼称する。

(業種または事業者の入会及び受入事業所登録の規制)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の入会及び受入事業所登録は認めないものとする。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する業種
- (2)消費者向け貸金業又はこれに類する貸金業
- (3)法律に定めのない医業類行為を営む事業者
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの
 - ①暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ②役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
 - ③役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - ④役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5

年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等

- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- ⑥役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(6)法令に違反している事業者

(7)前各号に掲げる者のほか、掲載することが適当でないと認める業種又は事業者

(受入事業所登録の申込み)

第4条 受入事業所登録の申込みは、本規約に同意の上、当協議会の定める登録申込書により申し込むものとする。なお申込みの際には、当協議会は、登録を行った事業所に対し申込み内容を証する書類等の提出を求めることができるものとする。

(登録されたインターンシップ受入情報の公開)

第5条 前条に従い受入事業所登録の申込みが行われ、当協議会が申込みを受諾する場合には、当該事業所が登録したインターンシップ受入情報を当協議会 web サイトに掲載することで登録が完了するものとする。

2 当協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受入事業所登録の申込みを承諾しないことがある。

- (1)受入事業所登録の申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記載漏れがあったとき
- (2)自分以外の人物を名乗ったり、代表権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗って申込みしたとき
- (3)登録事業所が当協議会の「正会員」の入会申込みをしながら、当該年度の賛助金を期日までに納入しない又は遅延したとき
- (4)過去に不正登録などにより受入事業所登録を解除されていることが判明したとき
- (5)連携する機関が提供するサービスの利用を停止されていることが判明したとき
- (6)登録事業所が第12条第1項から第3項までに規定する表明又は、確約に違反するとき
- (7)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき
- (8)その他受入事業所登録の申込みを承諾することが、当協議会の業務の遂行上支障があると当協議会が判断したとき

(登録内容の変更)

第6条 受入事業所は、受入事業所登録の申込み時に当協議会に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を当協議会所定の方法により当協議会に届け出るものとする。

(受入事業所登録に伴うサービスの提供)

第7条 当協議会は受入事業所に対し、利用開始月から当該年度末まで、本サービスを提供するものとする。なおシステムの都合上、受入事業所による登録申込書の当協議会への提出が完了してから、その手続がシステム上反映されるまで所定の時間が必要な場合があり、受入事業所はこれを承諾するものとする。

2 前項の期間満了までに、当協議会もしくは受入事業所のいずれか一方から相手方に対して何ら意思表示をしないときは、本サービスは基本的に同一条件で更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(利用停止)

第8条 当協議会は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止できるものとする。その場合、当協議会はあらかじめそのことを当協議会の定める方法で登録事業

所に通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでないものとする。

(1)受入事業所登録に関して当協議会に虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(2)本サービス提供に関する当協議会の業務の遂行又は当協議会の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(3)前各号のほか、本規約の規定に違反したとき

2 登録事業所が複数の受入事業所登録を行っている場合において、当該登録のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当協議会は、当該登録事業所が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとする。

3 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合、当協議会は利用停止により登録事業所に発生した損害について、一切責めを負わないものとする。

(責任の制限)

第9条 当協議会は、本サービスが登録事業所に対し特定又は不特定の学生を登録又は推薦するものではなく、現状に基づき本サービスを提供することから、登録事業所への学生の応募がなかったことに起因又は派生する損害に対して一切責任を負わないものとする。

2 当協議会は「協議会受付」方式を申し込む事業所についてのみ、応募学生に対する窓口業務を行うものとする。窓口業務とは、学校・学生からの「参加学生カード」の受理と、カードの取りまとめ、応募先である事業所への送付をいう。

「協議会受付」方式以外の事業所については、学生との間の連絡、通知、交渉、情報提供等のすべてのやりとりおよび紛争に関与する義務を一切負わず、登録事業所と応募者間のやりとりが確実に相手方に到達しているかどうか等の管理を行わないものとする。

3 登録事業所は、応募学生との間で紛争が生じた場合、そのような紛争に係るあらゆる請求については、当該応募学生との間で解決するものとし、当協議会らおよびその管理者、役員、職員に対し、損害賠償又は応募学生との間の連絡、仲裁等を求めることはできないものとする。

4 インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当協議会らが提供するサービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて登録事業所は予め了承するものとする。

5 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当協議会は一切その責を負わないものとする。

6 当協議会は登録事業所に対し、一切の賠償責任を負わないものとする。

(登録事業所による受入情報の抹消)

第10条 登録事業所は、受入事業所登録を年度途中で抹消しようとするときは、当協議会所定の方法によりあらかじめ当協議会に通知するものとし、登録事業所が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知の到達を以て受入事業所登録は抹消するものとする。

(当協議会が行う受入事業所登録の抹消)

第11条 当協議会は、登録事業所が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに受入事業所登録を即時抹消できるものとする。

(1)登録事業所に対する差押え、仮差押え又は仮処分命令の申立てがあった場合

(2)破産手続、民事再生手続（個人債務者再生手続を含む。）、会社更生手続、特別清算手続の申立てがあった場合

(3)手形不渡その他支払いを停止した場合

(4)登録事業所による連絡先の申告ミス、その他不存在である場合もしくは居所が判明しない場合

(5)その他、当協議会の業務の遂行に支障をきたすと当協議会が判断した場合

(反社会的勢力等の排除)

第12条 登録事業所は、現在および過去5年間に暴力団等（その団員、準構成員および関係企業を含む。）、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下「反

- 社会的勢力」という。)の何れにも該当しないことを表明し、将来にわたっても確約するものとする。
- 2 登録事業所は、現在、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）によってその経営を支配もしくは関与されていないこと、自らが反社会的勢力等を利用もしくは資金又は便宜等を提供していないこと、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係等のないことを表明し、将来にわたっても確約するものとする。
 - 3 登録事業所は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求、取引に関する脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて登録事業所の信用を毀損し、もしくは登録事業所の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為の何れも行わないことを確約するものとする。
 - 4 当協議会は、登録事業所が本条各項に定める表明、確約の一にでも違反した場合には、何らの催告を要せず、受入情報の公開を停止又は受入事業所登録を抹消することができるものとする。
 - 5 当協議会が本条各項の規定により受入事業所登録を抹消した場合には、登録事業所に損害が生じても当協議会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる抹消により当協議会に損害が生じたときは、登録事業所はその損害を賠償するものとする。

(通知・連絡等)

第13条 当協議会は、書面による郵送、電子メールによる配信、サービス画面への掲載、その他当協議会が適当であると判断する方法により、登録事業所に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとする。

(第三者への委託)

第14条 当協議会は、本規約に基づく当協議会の業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとする。

(個人情報等の保護)

第15条 当協議会は、本サービスの提供に関連して知り得た登録事業所の個人情報および応募学生の情報（以下「個人情報」という。）、ならびに本サービスのアクセス解析情報を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとする。

- (1)個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先又は提携先に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
 - (2)本サービスのサービス向上等の目的で個人情報ならびにアクセス解析情報を集計および分析する場合
 - (3)前号の集計および分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて第三者に開示又は提供する場合
 - (4)その他任意に本人等の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合
 - (5)裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第1項等）がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
 - (6)人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- 2 前項の定めにかかわらず、登録事業所に有益と思われる当協議会らを取り扱うサービス等の情報を電子メール・ダイレクトメール等により定期・不定期に登録事業所に案内できるものとする。登録事業所は、このような当協議会らからの案内を希望しない場合には、その旨を当協議会に通知し、かかる案内を停止させることができるものとする。
 - 3 本サービスでは、サイトの利用状況を把握するために Google Analytics を利用する。Google Analytics は、Cookie を利用して、個々のユーザーを特定することなく、サイトの利用動向を収集し、収集された情報は、Google 社のプライバシーポリシーに基づいて管理される。詳細については Google 社の関連サイトに記されている通りで、Google Analytics のサービス利用による損害については、当協議会は責任を負わないものとする。

【Google 社 関連サイト】

Google Analytics (<https://developers.google.com/analytics/>)

Google Analytics 利用規約

(<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>)

Google のサービスを使用するサイトやアプリから収集した情報の Google による使用

(<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja/>)

(秘密保持)

第16条 登録事業所および当協議会は、本サービス提供に関連して知得した登録事業所の人事上、技術上、販売上その他業務上の秘密を、受入事業所登録上の義務を履行する目的のみに使用するものとし、登録事業所の承諾なしに第三者に対して開示、漏洩しないものとする。これは、受入事業所登録期間中はもとより、受入事業所登録終了後も同様とする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとする。

- (1)開示の時点で既に公知のもの、又は開示後当協議会の責によらずして公知となったもの
- (2)情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3)情報開示者からの開示以降に当協議会により開発されたもので、登録事業所からの情報によらないもの

(著作権等)

第17条 登録事業所は、本サービスに関して当協議会から提供される情報に関する著作権その他一切の権利を本サービスの利用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、本サービスの利用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとする。

(商標の利用について)

第18条 登録事業所は、受入事業所登録の期間中において、当協議会が本サービスの広告・宣伝・PR等を目的とした資料に、登録事業所の社名、事業内容、インターンシップ受入情報、ロゴマーク等を使用することに同意するものとする。

(権利の譲渡等)

第19条 登録事業所は、受入事業所登録上の地位、利用契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与又は質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

(準拠法)

第20条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとする。

(合意管轄)

第21条 本規約又は本サービスに関する一切の訴訟については、岐阜地方裁判所又は岐阜簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第22条 本規約は、総会において、会員の議決を得なければ変更することができない。

附則

この規約は、令和2年6月22日より施行する。